

Beyond

ASAHI
Research Institute

2023. 10 vol.34

エストニアから学ぶ DX 1

あさひ総研

親会社への配当金にかかる源泉税の改正

インボイス制度

困難を極める新卒採用活動

公益法人の会計に関する研究会

Focus

鰻・郷土料理あげつま

News

あさひ通信

第 219 回 税理士が消滅した国 “エストニア”

INFORMATION



CONTENTS

エストニアから学ぶ DX 1

あさひ総研

- 01 ・事業承継
親会社への配当金にかかる源泉税の改正
- 02 ・税制
インボイス制度～導入初期の注意点～
- 03 ・経営
困難を極める新卒採用活動
- 04 ・公益法人
公益法人の会計に関する研究会

Focus 鰻・郷土料理あげつま

News

あさひ通信 第219回 税理士が消滅した国“エストニア”

INFORMATION

[Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX化、新型コロナウイルスへの対応、人口構造の激変、AIやロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

エストニアからみる日本の未来



エストニアから学ぶ DX 1

統括代表社員 田牧 大祐

エストニアの国土は九州と沖縄を足した程の面積で、人口は133万人であるという。その小国が世界からIT先進国として注目されている。先日、あさひ会計が加盟している医療福祉向けコンサルティンググループで、エストニアの医療情報サービス e-Health^{※1} や行政の電子化サービスの基礎となる X-Road^{※2} 等の取組を学ぶための視察機会を得た。マイナンバーカード導入で足踏みをする日本との違いを目の当たりにし、DX推進の学びを得た貴重な経験となった。

フィンランドのヘルシンキから見てバルト海を挟んだ南側がエストニアで、首都タリンとヘルシンキの距離は80キロメートルの近さである。一方で東側は陸続きでロシアと接している。エストニアの輸出先、輸入先の第1位はともにフィンランドで、エストニア人は、バルト3国というよりノルディックという北欧の国として自負を持っているという。

タリン市内の建物にはあちこちにエストニア国旗とともにウクライナ国旗が掲げられている。ロシアから侵略を受けたウクライナを応援しているのだという。タリンは、バルト海に面した港湾都市で、町の中心には世界遺産でもある旧市街があり、旧市街を囲う高い城壁は、「進撃の巨人」にあるそのイメージそのものである。城壁は、支配者が変わるとともに何度も改修、増築を経ているという。その時々を外敵から守ろうとした歴史を感じさせる。

現在、エストニアでは、住所変更、結婚、運転免許更新、選挙投票等、行政手続の99%はオンラインで可能で、唯一オンラインで出来ないのは、離婚届のみとなっている。医療分野においても、病院の予約や電子処方箋、病院での診療結果も、e-Healthシステムにより自身で確認できる。e-Healthシステムには、過去の診療内容、健康診断、アレルギー等の情報が登録されている。そのため、交通事故で緊急の手術が必要な際も迅速に対応できるという。

一方でエストニアは、国としての成立は最近の事で、長らく他国に支配されてきた歴史がある。13世紀のデンマーク進出以降、ドイツ、スウェーデンの支配を経て、1721年から約200年間はロシア帝国領となり、1918年に最初の独立があるも22年間で終わる。1940年には多くのエストニア人が虐殺、強制連行された「暗黒の1年」といわれるソ連による侵略があり、その後はナチスをはさみ、ソ連による約50年間の占領が続く。ようやく1991年のソ連崩壊により再び独立を回復する。

独立後は、まずエストニア国民を特定する事と1940年当時の財産の所有権を復活させるとともに、人口に比して大きい国土で行政サービスを国民に効率的に届ける必要性から、インターネットを使ったIT立国へ舵を切った。1996年からは、義務教育段階からプログラミング教育を取り入れる等のIT教育を推進するタイガーリープ（虎の跳躍）プロジェクトが実施され、当時教育を受けた人たちがIT分野で活躍しているという。また、すべての国民にID番号^{※3}があり、2002年からICチップ付きのeIDカードの発行をスタートした。15歳以上の国民は、行政電子サービスの利用のためeIDカードの取得は必須となっている。ID番号の付与により、侵略により領土を失ったり、他国へ避難しても国民を特定するという事である。

エストニアは危険な隣人と向かい合う中、資源の乏しい小国の発展の道をITに求め、資本集中することを決定し、IT先進国になったのである。

※1 2008年よりスタートした国民全員の健康診断や診療データを電子的に保管、閲覧可能なシステム。

※2 公共及び民間セクター間でデータを安全かつ効率的に交換するための分散型データ交換プラットフォーム。

※3 デジタルネームとも呼ばれ、生年月日、生まれた病院、生まれた順のNO等に加え、出生した病院でID番号が登録される。名前がつけられる前に国民ID番号が渡される。



親会社への配当金にかかる源泉税の改正

令和5年10月1日より、(いわゆる親会社と呼ばれる)一定の内国法人^{※1}が受け取る次のような配当等には、所得税の源泉徴収を行わないこととされました。

※1 一定の内国法人とは、内国法人のうち、一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を除きます)、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている一定の法人(以下「一般社団法人等」といいます)以外の法人をいいます。

①完全子法人株式等に係る配当等

完全子法人株式等とは、その一定の内国法人がその配当等の額の計算期間の初日からその末日まで継続して発行済株式等の全部を、自己の名義をもって保有する株式等を言います。

②関連法人株式等に係る配当等

関連法人株式等とは、配当等の額に係る基準日等において、その一定の内国法人が自己の名義をもって直接に保有する他の内国法人(一般社団法人等を除きます)の株式等の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式の事です。

100%子会社が親会社へ配当する際に、これまでは所得税の源泉徴収が必要でしたが、令和5年10月1日以降は不要となります。本稿ではグループ会社の配当金について解説します。

・中小企業における配当金の手続

多くの中小企業(ここでは非上場会社)では、分配可能限度額の範囲内で、株主総会で都度決議することで剰余金を配当することができます(会社法454条1項)。配当を行う際には、通常は源泉徴収し、源泉税は配当支払月の翌月10日までに納付しなければなりません。また配当金の内容をまとめた支払調書と支払調書合計表を税務署に提出する必要があります。

・配当可能限度額

配当可能限度額は会社法で複雑に定められています。多くの中小企業では次の計算式で求められる金額が配当可能限度額となります。ただし純資産が300万円を下回る場合は配当できません。

◆配当可能限度額を求める計算式

純資産の部の

その他資本剰余金+その他利益剰余金-自己株式

・配当金と法人税の益金不算入

法人が受け取る配当金は、二重課税を排除するために益金不算入制度があります。配当金は既に法人税等が課された所得(利益)を原資とした剰余金を株主等へ分配するので、この配当金にさらに課税すると二重課税となってしまうのです。そのため下記の分類に応じて、法人税の課税所得の計算では配当額を益金不算入することができます。

配当の種類	配当金の益金不算入額
完全子法人株式等に係る配当等の額 (株式等保有割合100%)	全額
関連法人株式等に係る配当等の額 (株式等保有割合3分の1超)	全額 (関連法人株式等に係る 負債利子額の控除有り)
その他の株式等に係る配当等の額	配当等の額×50%
非支配目的株式等に係る配当等の額 (株式等保有割合5%以下)	配当等の額×20%



山形事務所
パートナー
公認会計士・税理士 広川 諭



2010年新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所。事業会社を中心に会計監査業務に従事。2017年税理士法人あさひ会計に入所後はM&A支援、株価算定・シミュレーション、財務デューデリジェンス、税務相談(組織再編、グループ法人税制)を担当。

インボイス制度
～導入初期の注意点～

2023年10月1日より消費税の仕入税額控除の考え方が変わり、今までの区分記載請求書等保存方式から適格請求書等保存方式(以下、インボイス制度)へと移行されました。インボイス制度導入後は、交付されたインボイスの保存を要件に消費税の仕入税額控除を行うことができます。今回はインボイス制度導入初期の注意点について取り上げます。

①インボイスの登録申請

制度開始日からインボイスの発行をしたい場合は、2023年9月30日までに所轄税務署長に対して、登録申請書を提出する必要があります。インボイス発行事業者の登録がこれからという場合には、登録希望日(提出日から15日以後の登録を受ける日として希望する日)を記載して登録申請書を提出する必要があります^{※1}。登録申請書を出したと同時にインボイスの発行ができるわけではありませんので注意が必要です。

②インボイスの交付・保存義務

インボイス発行事業者は、相手方の求めに応じてインボイスを交付する義務が課せられています^{※2}。ただし、2023年10月1日以降に交付する請求書等からインボイスの交付が必要となるわけではありません。2023年9月30日までに取引は今まで通りの区分記載請求書等保存方式によることとなります。2023年10月1日から行う取引は適格請求書等保存方式(インボイス方式)によることとなります。つまり、9月中の取引について10月に請求を行う場合はインボイス対応は必要ありません。インボイス制度導入日をまたぐ取引の場合は、請求書等に記載のある「引渡しの日」や「役務の提供の日」を確認ください。また、交付義務だけでなく交付したインボイスの写しの保存義務もありますのでご注意ください^{※3}。

③インボイスの確認

インボイスには、所轄税務署長から承認を受けた登録番号が記載されます。その登録番号が有効なものかどうかを確認する必要があります。確認方法は、国税庁HPにて登録番号検索サイトが設けられていますので、そのサイト(図1)で確認することができます。確認頻度については各事業者者に委ねられます。新規の取引先についてはその都度確認すべきでしょう。また図2の通り、インボイス制度では登録番号以外にも区分記載請求書とは若干記載内容が異なります。インボイスを受け取る可能性のある従業員へも周知が必要となります。

※1 2023年10月1日～2029年9月30日までの日の属する課税期間中の提出期限となっています。以降は、課税期間の初日から起算して15日目の日が提出期限となります。
 ※2 3万円未満の公共交通機関(船舶、バス又は鉄道)による旅客の運送等、事業の性質上インボイスを交付することが困難なものは除きます。
 ※3 交付した日または提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間となります。



図1) インボイス制度 適格請求書発行事業者公表サイト



(2023年9月8日取得、https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/)

図2) 適格請求書の記載事項・記載の留意点

請求書

△△商事(株) 登録番号 T012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
∴	∴	∴
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
 ② 取引年月日
 ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
 ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
 ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等^{※2}
 ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※1 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です
 ※2 "税率ごとに区分した消費税額等"の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります

国税庁「適格請求書等保存方式の概要」

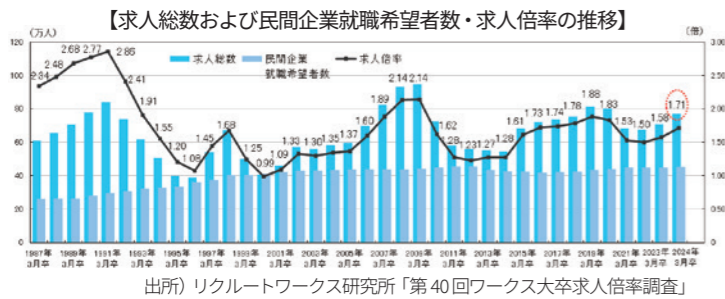


山形事務所
審査部
早坂 賢人

審査部にて従事。決算書や申告書のチェックを日々行う。



2025年卒業予定の大学三年生（以下、25卒と記述）を対象としたインターンシップが、6月より始まりました。仙台で行われたマイナビが主催する合同企業説明会では、1,600人を超える学生がゼビオアリーナ仙台に集まりました。今年は、三省合意改正（後述します）により、企業の採用活動が例年よりもさらに早期化しています。また、新型コロナウイルスが5類に移行したことで、対面型のインターンシップを実施する企業が増え、採用人数を抑制していた企業の求人数も多くなる見込みです。



2024年卒業予定の採用状況は、求人倍率が上昇しコロナ禍前の水準に戻つつあり、採用市場はますます困難な状況にあります。今回は昨今の採用市場の変化について、いくつか紹介します。

①三省合意改正により、さらに早期化

三省合意とは、経済産業省・文部科学省・厚生労働省が定めた「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」のことです。その取り決めとして、これまではインターンシップを通じて得られた学生情報を採用広報活動に利用できないことになっていました。これは大学側の要望として、「学生は勉学に集中してほしい」という意図がありましたが、三省合意が改正されたことで、一定の基準を満たす内容のインターンシップを実施することを条件に、インターンシップを通じて得られた学生情報を採用活動開始後に活用できるようになりました。

これにより、これまで経団連が提示していた「3月解禁・6月内定」のスケジュールを遵守していた大企業も早期化に向け動き出しているようです。

②学生の就職活動への危機感が薄い

圧倒的売り手市場という状況を学生も理解しており、就職活動にあまり力を入れていない傾向にあるようです。冒頭に紹介した合同企業説明会では、スーツではなく私服の学生がほとんどであり、イベント後半になると帰ってしまう学生も多くなりました。採用試験では希望している企業から内定を獲得すると、他の選考を最後まで受けずに途中で辞退する学生も目立ってきました。また、転職市場の拡大により「転職が当たり前」という認識が広がっていることで、「1社目がダメだったら転職もあり」という心理も働いているようです。

困難を極める新卒採用活動

③ガクチカが話せない

ガクチカとは、「学生時代に力をいれたこと」の略称で、就職面接でよく聞かれる質問です。

25卒は新型コロナウイルスが蔓延した2020年時点で、高校3年生だった世代です。高校の部活動や修学旅行、そして大学入学後も活動が制限されていました。部活動やサークル、アルバイトなど話のネタが少なく、中学高校の話題がどうしても多くなってしまいます。日立製作所では「ガクチカ聞きません」ということを前面にアピールしているほどです。

④初任給引き上げの動き

初任給を引き上げる動きが、今年に入ってから出てきています。当初は「ユニクロが初任給30万円」「DeNAが初年度年俸1,000万円」と、一部の大手企業が行っている印象でしたが、物価高騰も追い風となり、初任給引き上げを行う企業が増えてきました。山形では山形銀行・荘内銀行が初任給を1万5千円引き上げています。新卒学生を採用するためには、初任給引き上げの検討が必要な状況になってきています。

企業にとってネガティブなニュースばかりが続いていますが、人材不足・採用難・離職率上昇はどこ業界でも直面している問題です。人材獲得競争に勝つということが、今後の企業が生き残る条件になり得ます。採用担当者や経営者は、最新の採用事情について情報収集することが求められます。

10月11日に開催する「採用革新セミナー」には、株式会社Legaseedの近藤悦康社長をお招きします。Legaseedは新卒採用に特化したコンサルティングサービスを提供しており、Legaseed自体も年間17,000人を超える学生エントリーを実現しています。本セミナーは採用担当者だけでなく、経営層の方々にもぜひ聞いていただきたい内容となっております。まだ申込は受け付けておりますので、ぜひご参加ください。

【セミナー開催情報】

日程：10月11日（水） 時間：15:00～17:00

場所：税理士法人あさひ会計

セミナー棟2F セミナーホール

定員：50名 費用：5,000円/1名



お申込みはこちらから



株式会社旭ブレインズ
コンサルタント 高橋 翼

さまざまな支援メニューの経験を活かし、中小企業の経営コンサルティング業務に従事する。

公益法人の会計に関する研究会

内閣府公益認定等委員会内に置かれた「公益法人の会計に関する研究会」の令和5年度第1回（第60回）が7月24日に開催されました。

令和5年度は公益法人制度の見直しに伴う、公益法人会計基準の見直しなどの会計上の諸課題への対応が検討されます。

本年6月2日公表の「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議（最終報告）」を踏まえ、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（本年6月16日閣議決定）においても、公益法人による社会的課題解決の促進に向け、財務規律の柔軟化・明確化、行政手続きの簡素化・合理化を行うこととなりました。

このため、公益法人会計基準を含め公益法人の財務関係事項についても新しい法制度に適応した見直しを行っていく必要が出てきたこととなります。

【検討事項】

- ①公益法人制度の見直しに伴う公益法人会計基準の見直し
 - ・貸借対照表内訳書の作成方法について
 - ・遊休財産（使途不特定財産）の会計処理及び表示方法について
 - ・公益充実資金（仮称）※の会計処理及び表示方法について
 - ・指定正味財産の会計処理及び表示方法について
 - ・その他注記事項（会計間貸借、他会計振替等）について
 - ・関連当事者、利益相反取引、特別の利益供与等の開示について
- ②公益法人に作成を求める財務諸表等と定期提出書類の整理
 - ・公益法人に作成を求める財務諸表等と定期提出書類の整理（別表H表に代わる公益目的取得財産残額の把握方法を含む）
- ③その他

※現在の「特定費用準備資金」と「資産取得資金」を統合する形で、将来の公益目的事業の発展・拡充のためより柔軟な積立を行うことが可能なもの

【運営】

開催は、令和5年7月から令和6年3月までの計11回となっています。

（令和6年通常国会に公益法人制度改革のための法案提出が予定されており、成立した法案との整合性を図るため、必要に応じて開催期間の延長もあり）



【第1回会議】7/24開催 8/22資料及び議事録公表

- 1.会議の運営等（運営要領、当面のスケジュール）について
- 2.検討事項（左記）について
- 3.貸借対照表内訳書の作成方法について①

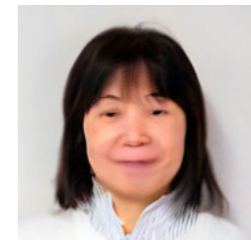
【第2回会議】8/31開催 資料は現在未公表

- 1.貸借対照表内訳書の作成方法について②

公益法人制度の見直しと、それに伴う公益法人会計基準の見直しは、今後の法人運営に直結する重要なポイントです。検討事項の議論・決定に注目しましょう。

公益法人インフォメーションにて会議資料、概要等が公表されています。

<https://www.koeki-info.go.jp/>



山形事務所
審査部
海谷 浩美

公益法人アドバイザーとして、主に公益法人を担当。会計のサポートだけではなく、公益法人の設立支援などにも携わる。

Focus

作り手の顔が見える食材を大切にしております。

当地は、山形城主・最上義光公の二女、駒姫の菩提寺である専称寺をはじめ 14 の寺院が並ぶ旧寺町です。閑静な佇まいの中には、山形五堰のひとつである御殿堰が流れており、春から夏にかけて鶯が訪れ、幽谷の趣きにひたることができます。喧騒とは全く無縁の昔と変わらぬ街で、郷土に伝わる味をお楽しみいただけます。

鰻・郷土料理
あげつま
 鰻・郷土料理あげつま
<https://agetsuma.co.jp>
 山形県山形市緑町 3-7-48
 TEL.023-631-2738



鰻・郷土料理あげつまは天明 2 年（1782 年）出羽の国・山形にて当時は運送業を兼ねた米・雑穀商として創業いたしました。その後、専称寺さんの御佛供米の精米を許され、御殿堰の水車にて精米業も行います。旅籠屋も兼ね、大正 11 年に山形で初めてのうなぎ・川魚料理専門の料理屋を開店いたしました。平成 16 年には川魚料理だけでなく、鰻・郷土料理あげつまとして大幅リニューアルを行い、地域に伝わる伝統の味を後世に残していくことを目指しております。大切にしているのは「作り手の顔が見えるもの」。作り手さんが丹精込めて作られた食材や調味料などを大切にに使わせて頂いております。




◆食材：豊かな自然に囲まれている高島町で育てられた上和田有機米、澄み切った空気の中で生まれた平飼卵など、人から人への温もりが感じられる手づくりの食材を使用しております

◆山椒：山椒は山形産の選り抜かれた山椒を使用。自家挽きにてお出ししております

◆炭：毎朝、炭火をおこすことから鰻の仕込みが始まります

◆鯉：脂がのり身のしまった名産山形鯉は昔から蛋白源として親しまれております

◆たれ：毎日新しいたれの命を加えながら、百年を一日のごとく、家伝のたれを守り続けております



◆山椒は山形産の選り抜かれた山椒を使用。自家挽きにてお出ししております

営業時間
 昼 11:30 ~ 14:00 (LO)
 夜 17:00 ~ 20:00 (LO)
 月曜・火曜定休
 (祝日の場合は営業)



あさひグループ新職員のご紹介



所属：ASAHI Accounting Robot 研究所
東京オフィス

佐藤 浩二 (さとう こうじ)
【kozi】

■2023 年 9 月よりロボ研メンバーとなりました。前職まで、社内 SE として RPA 開発保守等の業務に従事してきました。知見は生かしつつもこれからもたくさん学んでいきたい所存です。趣味は読書で、なるべく本業と関係ないジャンルを読んでいます。

アップデートリリース | AI OCR 「AISpect」

従来の事前テンプレートの準備が不要!

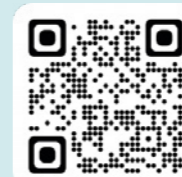
「テンプレート作成→AIで読み取り」ではなく、「AIで読み取り→テンプレートとして保存」という形をとることで、あらゆる書類の読み取りに対応できるようになったのが、今回開発した機能です。読み取り結果はCSV出力とクリップボードへのコピーに対応しています。

- ◎AIが帳票の中の表、文字、日付などを認識するため、面倒な帳票定義は一切不要です
- ◎罫線の有無にかかわらず読み取り可能です
- ◎操作はドラッグアンドドロップのみと、非常に簡単に利用できます
- ◎フォルダ監視機能を使用すれば、バックグラウンドで処理を行うことも可能です
- ◎カメラ読み取りオプションと同様に、バーコードおよび二次元バーコードの読み取りにも対応しています



AIで仕事を楽しく、もっと楽に

お問い合わせは
 株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所まで



税理士が消滅した国“エストニア”

公認会計士・税理士 **栗田 健一**



電子行政で世界最先端を行く IT 国家エストニアを訪問してきた。そもそもエストニアに興味を持ったのは「エストニアでは毎年1月末頃になると納税者のもとに政府からメールが届き、あなたの昨年の収入は〇〇€、医療費控除は〇〇€、その他の控除は〇〇€、従って所得は〇〇€、所得税は〇〇€です。あなたの口座からの引落はいついつですと告げてくる。異存が無ければデジタル署名をして返信し、確定申告と納税手続きは終わり。」という話を何かで読んだからだ。その後、大前研一さんが講演で「エストニアでは税理士の職は消滅した。」と語っているのを聞いて、これはただ事ではないと注目していたのだが、コロナが収束したこの時期に訪問する機会がめぐってきた。

そもそもエストニアという国だが、バルト海に面したバルト3国のひとつで、人口133万人、国土面積は九州 + 沖縄ほど、国土の51%が森林という経済規模で日本の約100分の1の小国だ。13世紀ごろからデンマーク、ドイツ、スウェーデン、ロシアなどの大国に支配され、1918年に独立したものの1940年にソ連に占領され、その後ナチスの支配、ソ連による再占領を経て1991年ソビエト連邦崩壊により独立を回復したという小国の悲哀を散々なめてきた国だ。

エストニアに着くと通訳が開口一番「隣の隣の国からようこそ」「真ん中に怖い国がありますが」という。彼らにとって日本は近い国らしい。帰国はバルト海をフェリーで渡りフィンランドを経由したのだが、お土産は“GEISHA”が良いと教えられた。フィンランドも大国から幾多の戦争を仕掛けられ領土が割譲された経験を持つ国だが、日露戦争で東の小国日本がロシアに勝利したことを喜び“TOGO”というビールや“GEISHA”というお菓子を作ったのが今に残っているのだという。

さて話を戻すがエストニアは再独立当初、何の資源も産業もない貧乏国だったので、政府は IT とバイオテックに資本を集中していくことに決

定、学校などでは屋根の修理よりパソコンの導入を優先したという。こうして民間企業による無料のインターネット教育、Wi-Fiの無料化、自宅からのインターネット投票など情報社会を発展させてきた。その結果、すべての行政手続きはオンライン化され、紙ベースなのは「離婚届」だけになったという。何故、離婚届だけが紙なのか不思議に思ったのだが、「冷静に考える時間が必要だからでしょう。」とはあさひ会計女性軍の見解だ。素晴らしい(笑)。

今、エストニアのIT等のスタートアップ企業(革新的なアイデアで急成長を狙う創業3年未満の企業)は1500社を超え、ユニコーン企業(設立10年以内で時価評価額10億ドル以上)は10社と人口当たりでは欧州トップだ。丸紅出身のエストニア松村之彦特命大使と会談する機会を得たのだが、大使は「エストニアには行政・医療・教育サービスのソリューションを持っている会社が沢山ある。日本の地方の自治体からは是非訪問してほしい」と要望していた。

ところで本題の「エストニアから税理士は本当に消滅したのだろうか。」松村大使も分からないとのことだったが、法人向けの税理士は少し残っているらしい。税理士が存在しなくなった理由は以下のとおりだ。(S/D 木原税理士法人)

- (1) 政府の電子化政策・・・分散型データベースをつなぐ安全なデータ交換プラットフォームが構築されており、国民の預金残高まで把握可能だ。
 - (2) 税制が非常に簡素・・・税率は所得税も、法人税も、消費税もすべて20%であり、法人は配当を出す場合のみ課税される。相続税は原則としてない。
- また、医療分野においてもすべてのカルテは電子化されて蓄積されており、医者は患者の病歴や治療歴、薬歴を見ることができる。これらの仕組みを支えるのは、国民の国への信頼と利便性だ。今後、日本におけるガバナンスのデジタル化はマイナカードの義務化が鍵となる。

SEMINAR

あさひ会計ホームページのWhat's New「セミナー情報」をご覧ください。
会場◆【山形】あさひ会計山形事務所 【仙台】あさひ会計仙台事務所

『成長戦略・事業承継 個別相談会』 参加費：無料

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。M&A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談できます。

◎各会場先着5名様限定、完全予約制
※Zoomを利用したWEB形式の面談も可能です。



【山形】 11月13日(月) ◆時間：各会場共通 ①9:00 ②10:30 ③13:00 ④14:30 ⑤16:00 共催/日本M&Aセンター	【仙台】 11月14日(火)
---	-------------------

『相続個別相談会』 参加費：無料

「相続のことで家族でもめたくない」、「相続税がどのくらいかかるか不安」、「子どもや孫に財産を残してあげたい」、など、相続の悩みを個別相談会として無料にて相談をお受けします。

◎ご相談は、相続人の方、または遺言書を検討されている方と
そのご親族様に限定させていただいております。



【山形】 ☎0120-652-144 山形相続サポートセンター	◆開催日時：各会場共通 11月16日(木) *1回目/10:00~ *2回目/14:00~ いずれも1時間程度
【仙台】 ☎0120-954-883 宮城相続サポートセンター	

『経理担当者育成1ヶ月完成プログラム』 全4回 参加費：おひとり様¥22,000

基礎知識として経理を学びたい方にとって、必要最低限の実務的な内容を学んでいただけます。

【山形】定員15名 ◎山形会場をメイン会場として、オンライン(Zoom)で同時進行いたします。

【Webセミナー/Zoom】

◆時間：各日共通 13:30 ~ 16:30

10月19日(木)・10月26日(木)・11月8日(水)・11月16日(木)



『社会福祉法人経営実務検定試験会計3級対策講座』 全2回 参加費：おひとり様¥13,200 + テキスト代

社会福祉法人会計に携わる人々が業務に必要な知識を学ぶことが出来る認定試験の、3級(旧初級)合格を目指す、全2回の講座です。

使用テキスト 実務出版/社会福祉法人会計簿記テキスト 初級編(会計3級) >>

【山形】定員20名

11月2日(木)・11月9日(木) ◆時間：両日共 10:00 ~ 16:00



『経営者ビジネス実践講座』 全4回 参加費：お一人様¥40,000

消費者の視点で、求められる商品・サービスについて見つめ直し、マーケティング戦略について簡単なワークショップを交えながら学んでいきます。

◎対象：後継経営者・幹部経営者・企業経営者など

【仙台】定員10名

2023年 10月17日(火) テーマ/商品・サービス 11月14日(火) テーマ/インサイト 12月12日(火) テーマ/広告・PR
2024年 1月16日(火) テーマ/経営分析 ◆時間：各日共通 13:30 ~ 16:30



『～リスクリングの第一歩～ はじめてのRPA』 参加費無料

「リスクリングやDXについて最近よく耳にするけど、具体的に何を始めたらいい?」という方の第一歩を後押しします。

講師：エンジニア 柏倉 佑美

◎プログラム▶・Windows10、11標準搭載のRPA

「Power Automate for desktop」とは
・企業におけるRPA活用事例、リスクリング事例から学ぶ
・Power Automate/Power Automate for desktop 自動化デモ



【山形】 11月8日(水) ◆時間：各会場共通 14:00 ~ 15:30	【仙台】 11月6日(月)
---	------------------

各会場定員◆8名



Microsoft Base Sendai セミナー

『RPA推進のお悩みをズバリ解決!』 ◆第4回 展開準備

参加費無料

組織内でRPAやデジタル改善の推進リーダーを担う方にむけて、導入フェーズに応じた取り組み内容やよくあるお悩みの解決方法をシリーズで紹介するセミナーの第4回目、今回のテーマは「展開準備」です!

主催：株式会社ASAHI Accounting Robot 研究所
講師：カスタマーエクスペリエンス/Microsoft MVP 大澤 明日香
テクニカルエバンジェリスト/DXアドバイザー 澁谷 匠

<<こんな方におすすめ>>
・RPA活用に興味がある、活動を始めた方
・社内のRPA推進リーダー、メンバー
・デジタル活用の導入推進に興味がある方

◎プログラム ▶・RPAを広く正しく知っていただくには
・全社展開への準備について
・こればっちり! RPA適用業務選定
・よくあるお悩みと解決策

【オンライン】定員30名 10月23日(月)
◆時間：11:00 ~ 12:00





鰻・郷土料理あげつま (P7 参照)

Beyond vol.34

2023 年 10 月 発行

発行元/あさひ総研

山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27
TEL : 023-631-6521

仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30
新仙台ビルディング 4F
TEL : 022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>